

大村市入札参加資格者指名停止措置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大村市が発注する建設工事等の適正な履行の確保を図るため、市が実施する指名競争入札に参加することができる資格を有する者（以下「有資格業者」という。）が、契約の相手方として不適切と認められる事故、不正行為等を行った場合の指名停止の措置について定める。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、大村市請負業者等指名委員会（以下「指名委員会」という。）において審査し、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

2 市長は、指名停止を行ったときは、工事等の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍、別表第2第11号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第10号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第11号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は、36か月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、別表第2第11号の措置要件に係る指名停止の期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

7 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第5条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。また、別表第2第11号の措置要件にも該当することとなった場合には、指名停止の期間を更に加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第4号、第7号、第9号又は第11号に該当したとき。

(2) 別表第2第4号から第11号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 別表第2第4号から第6号まで又は第11号に該当する有資格者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第6号まで又は第11号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(5) 大村市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号から第11号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知)

第6条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により指名停止を行い、第4条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第4条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市発注工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(事故及び不正行為等の報告)

第7条 各工事担当主管課長は、別表第1及び別表第2に掲げる事故及び不正行為等が発生したときは、様式1により速やかに指名委員会の委員長に報告しなければならない。

第8条 削除

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特許を要する工事、特殊な工事等を発注する場合において、他に適当な有資格業者がないときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第10条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が本市発注工事等の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(補則)

第12条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和59年11月1日から施行する。

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

この要領は、平成12年11月27日から施行する。

この要領は、平成13年1月29日から施行する。

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成13年7月16日から施行する。

この要領は、平成14年2月12日から施行する。

この要領は、平成14年4月22日から施行する。

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

この要領は、平成16年3月26日から施行する。

この要領は、平成21年1月5日から施行する。

この要領は、平成27年3月26日から施行する。

この要領は、令和 2年4月15日から施行する。

この要領は、令和 3年3月26日から施行する。

この要領は、令和 3年11月29日から施行する。

別表第1

事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 大村市の発注する工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書その他関係資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 大村市と締結した請負契約に係る工事等（以下この表において「大村市発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 長崎県内における工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、大村市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 大村市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 大村市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が大村市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを有した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格業者である役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）。</p> <p>2 次に掲げる者が長崎県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p>

<p>イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>3 次に掲げる者が長崎県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p>	
<p>4 大村市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3か月以上12か月以内</p>
<p>5 長崎県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(前号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>6 長崎県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p>	<p>刑事告発を知った日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p>	
<p>7 大村市発注工事等に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内</p>
<p>8 次に掲げる者が締結した請負契約に係る工事等に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはアに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 長崎県内の他の公共機関の職員 イ 長崎県外の他の公共機関の職員</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2か月以上12か月以内 1か月以上12か月以内</p>
<p>9 大村市発注工事等に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内</p>
<p>10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p>	
<p>11 大村市発注工事等に関し、次に掲げる事由に該当することとなったとき。 ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む)。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上36か月以内</p>
<p>イ 有資格業者法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>12 大村市発注工事等に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上9か月以内</p>
<p>13 長崎県内において、建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(前号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

様式 1

年 月 日

大村市請負業者等指名委員会委員長 様
(契約課 経由)

担当課名 _____

課長名 _____

指名業者の指名停止処分に関する審査申請書

業者名	
工事名	
工事金額	
指 名 停 止 の 理 由	
経過及び意見	

決 定	指名停止の日数	
	指名停止の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
	附 帯 事 項	